

令和3年度 コミュニティ施設改修事業助成金の概要及び留意事項

公益財団法人静岡県市町村振興協会

1 趣 旨（要領第1）

コミュニティ活動及びその基盤整備の推進を図るため、コミュニティ施設改修事業を実施するコミュニティ団体へ当該事業に要する経費の補助をする市町に対し、予算の範囲内において助成金を交付するもの。

2 用語の定義（要領第2）

用語の定義は次のとおりとする。特に、(1)及び(3)は、コミュニティ活動推進事業（県事業の補完事業）と同様の定義とする。

- (1) コミュニティ施設 コミュニティ組織のコミュニティ活動の拠点となる集会機能を持つ地区集会所のこと
- (2) コミュニティ施設改修事業 コミュニティ施設のユニバーサルデザイン化又は耐震化を目的とした改修事業のこと
- (3) コミュニティ組織 町内会、自治会等、市町内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体のこと

3 助成対象事業（要領第3）

- (1) 助成対象事業は、コミュニティ団体が実施するコミュニティ施設改修事業の経費に対する市町の補助事業とする。
- (2) 耐震化事業の耐震診断費用及び耐震設計費用は、これを助成対象としないため、市町で補助対象としているときは留意すること。
- (3) 同様に、ユニバーサルデザイン化事業の設計費用も、これを対象としない。
- (4) コミュニティ組織の改修事業費が50万円未満のものは、これを対象としない。

4 助成金額及び率（要領第3）

- (1) 1市町あたりの助成額
210万円を限度とし、件数は問わない。
- (2) 助成率
コミュニティ組織がこの事業に要する経費の1/3又は市町補助額の1/2のいずれか低い額

5 助成金の交付申請（要領第4）

- (1) 事業を行う市町は、事業着手の概ね2週間前又は12月31日のいずれか早い日までに、理事長あて助成金交付申請を行う。なお、事業着手が5月末以前となる場合には、事業

実施の前年度の3月中に申請を行うことができる。申請書の提出が期限までに間に合わない場合は、事前に協会に報告し、その指示を受けること。

- (2) この事業でいう「事業着手」とは、市町のコミュニティ組織に対する補助金の交付決定をいう。
- (3) ユニバーサルデザイン化にあつては、改修する施設の構造等を考慮したうえで、できるだけ静岡県福祉のまちづくり条例に配慮した改修とすること。
- (4) 耐震補強にあつては、事業採択の基準を満たすことを証明する耐震診断の結果の写し及び施行後の耐震係数を証明する書類の写しを必ず添付すること。
- (5) 要領第4の(1)のエの(カ)に規定する「その他事業計画を説明するために必要となる書類等」は、次のものをいう。
 - ① 市町のコミュニティ施設改修事業補助金交付要綱の写し
 - ② 当該コミュニティ組織の規約、会則等の写し

6 変更の承認申請（要領第6）

助成金の交付決定後、要領第5の(1)のいずれかに該当するときは、所定の様式により変更の承認申請を行うこと。なお、交付決定額が助成金交付にあたっての上限額となるため要領第5の(1)のいずれにも該当しない場合であっても、助成金額の増額を希望する場合はその金額の多寡に関わらず、変更の承認申請を行うこと。

7 実績の報告（要領第7）

- (1) 事業が完了した市町は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は助成金の交付決定のあった日の属する事業年度の翌年度4月10日のいずれか早い日までに、理事長あて実績報告を行う。
- (2) この事業でいう「事業完了」とは、コミュニティ組織が提出した実績報告書等を審査し、適正に完了したと認めたときをいう。

8 助成金の請求（要領第8）

助成金の交付確定を受けた市町は、受領後10日以内に、理事長あて助成金交付請求書を提出する。